

凡 例

1. 数値の単位未満の処理は、原則として枚数・金額は切り捨て、増減率・構成比等の比率は四捨五入。このため合計とは一致しないことがある。

2. 記載例

— = 該当数字なし …… = 数字不詳 0 = 単位未満 r = 訂正数字
B = B印までの数字と次期以降との数字は不連続

3. 平成 18 年中の異動等は、次のとおりである。

- (1) 東京三菱銀行と U F J 銀行は、1 月 1 日付で合併し、三菱東京 U F J 銀行となった。
- (2) りそな銀行と奈良銀行は、1 月 1 日付で合併し、りそな銀行となった。
- (3) あおぞら銀行は、4 月 1 日付で長期信用銀行から普通銀行に転換した。
- (4) 紀陽銀行と和歌山銀行は、10 月 10 日付で合併し、紀陽銀行となった。

(注) 上記以外の異動等は、各統計の備考欄または脚注を参照。

4. 照会先

全国銀行協会 金融調査部 Tel : 03-5252-3778

決済制度等の概要

1. 手形交換制度

手形交換制度とは、銀行など金融機関が相互に取立てる手形、小切手、債券・利札・領収証等を手形交換所に持出して交換し、持出手形と持帰り手形との差額を日本銀行または手形交換所の幹事銀行における手形交換加盟銀行の当座預金により集中的に決済する制度であり、わが国を代表する民間決済制度の一つである。

明治 12 年に大阪手形交換所、明治 20 年に東京手形交換所が設立されて以降、近代的な銀行制度の発展と手形・小切手の流通量の増加に伴い、全国各地に逐次手形交換所が設立され整備が図られてきた。

参加金融機関は、東京手形交換所を例にとると、銀行（在日外国銀行を含む。）、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合などの民間金融機関のほか東京中央郵便局と日本銀行（客員）となっている。

また、手形交換所は、手形・小切手による信用取引の秩序維持を図ることを目的として、不渡手形・小切手の振出人等との当座勘定取引等を一定期間禁止するという「取引停止処分制度」を運営している。

明治 27 年、東京手形交換所において不渡手形への対処策として講じられた措置が取引停止処分制度のはじまりである。その後、各地の手形交換所においても制定され、現在、各地手形交換所において処分制度は整備されたものとなっている。

2. 内国為替制度

国内の金融機関の間で振込等に関する為替通知の授受とその決済を行うための制度を内国為替制度といい、この制度の中心となるのが全国銀行データ通信システム（全銀システム）である。全銀システムは、東京銀行協会が運営主体となって振込等の内国為替取引を、コンピュータと通信回線を利用してオンライン処理するシステムとして、昭和 48 年 4 月に発足したもので、都市銀行から農業協同組合までわが国のすべての民間金融機関が参加しており、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしている。

全銀システムでは、加盟金融機関が受取額と支払額の差額を一定時刻に決済する仕組みになっているが、金融機関が決済金額を支払うことができないと、内国為替制度の機能が停止する危険が発生する。これを「決済リスク」というが、全銀システムでは、この決済リスク対策の一環として、資金決済の同日決済化（取引当日の午後 4 時 15 分）の実施、「仕向超過額管理制度」の導入等の措置を講じている。

また、さらなる決済リスク対策として、金融機関が決済金額を支払えなくなった場合に備えて、加盟金融機関からの担保差入れにより、決済金額の支払いを制度的に保証する仕組みを平成 13 年 1 月から導入している。

なお、全銀システムは、発足以来、取扱いデータ量の増加等に対応するため数次のシステム更改を行っているが、平成 15 年 11 月からは、データの暗号化などの新機能を追加した第 5 次システムが稼働している。

3. 外国為替円決済制度

外国為替円決済制度は、外国為替の売買やユーロ円取引等外国為替取引に伴う銀行間の円資金の決済を集約的に行う制度として、昭和 55 年 10 月に東京銀行協会の運営により発足した。

発足当初は、支払指図書を立て交換方式により交換したうえで交換尻を算出し、午後 3 時に日本銀行にある当座勘定の振替により決済を行っていた。

平成元年 3 月からは支払指図の交換、交換尻の算出および決済についての事務を日本銀行に委託して、日銀ネットによりオンライン化した。

また、平成 10 年 12 月から決済リスク削減策を国際基準である B I S のランファルシー基準に合致させる制度に移行した。

これに伴い、従前の「ネット決済」のほか、日本銀行の当座勘定振替と連動する形で、外為円決済に係る支払指図 1 本ごとに直ちに決済する即時処理モード（「グロス決済」）を新設した。

平成 13 年 1 月の日銀当座預金決済等の即時決済化に伴い、ネット決済支払指図の交換尻の決済は午後 2 時 30 分から即時決済ベースで決済されることとなった。

平成 14 年 2 月から、加盟銀行の複数同時破綻に対応するためリスク管理策を段階的に強化し、平成 16 年 3 月に仕向超過限度額上位 2 行の同時破綻への対応を達成した（「ランファルシー+」基準充足）。

また、平成 14 年 5 月に外為取引に伴う多通貨同時決済を行う特殊目的で設立された銀行である C L S 銀行が加盟（グロス決済のみを行う参加銀行）し、同年 9 月から本格稼働して、世界的レベルで外為市場における決済リスク（時差リスク）を削減することとなった。

4. 磁気テープ交換制度

磁気テープ交換制度とは、銀行間で授受される振込通知の内容を振込票に代えて磁気テープに記録して東京手形交換所において授受し、その振込資金の決済を内国為替制度の「テレ為替」で行う制度である。

現在、株式配当金振込、給与振込および年金・給付金振込の 3 種目を取扱っている。

（注）国税還付金振込は平成 18 年 9 月から全銀システムに移管された。

5. 全国キャッシュサービス(M I C S)

全国キャッシュサービス（M I C S : Multi Integrated Cash Service）は、民間金融機関の各業態（「C D オンライン提携取引状況」記載の 9 業態）相互間の C D ・ A T M のオンライン提携ネットワーク網で、平成 2 年 2 月に稼働した。M I C S 加盟金融機関が発行するキャッシュカードの保有者は、全国の金融機関の大部分の C D ・ A T M を利用して現金の引出し、残高照会などができる。

東京銀行協会は、この M I C S の事務運営を受託している。また、業態内のオンライン提携ネットワーク網である B A N C S（都市銀行）、S O C S（信託銀行）および L O N G S（旧長期信用銀行等）の事務運営も受託している。

6. 全国銀行個人信用情報センター

金融機関等の個人向けローンやクレジットに対する申込みを迅速に審査するとともに、適正与信を図るため、全銀協では「全国銀行個人信用情報センター」を設置している。センターの会員は、銀行などの金融機関、クレジットカード会社および保証会社などである。

センターでは、会員が提出する個人信用情報を蓄積し、会員からの照会に対してこの個人信用情報を提供しており、また、信販・クレジット系の（株）シー・アイ・シーおよび消費者金融事業者系の全国信用情報センター連合会加盟の個人信用情報機関との間で、延滞などの事故情報の相互交流を実施し、多重債務防止に役立てている。

会員がセンターに情報を登録・利用する場合には、お客さまの同意を得ている。また、登録された情報は、個人信用情報開示窓口または郵送で、ご本人に対して開示している（有料）。

7. SWIFTシステム

(平成 30 年 10 月をもって、過去計数も含めて公表終了)

民間金融機関間の支払決済システム

(単位：百万件、兆円)

支払決済システム	参加金融機関等	件数	金額
手形交換制度 ・東京手形交換所：コンピュータ処理 ・他の手形交換所：立会交換(手作業)	法務大臣指定の手形交換所：140カ所 ・東京手形交換所：347 (直接交換：105／代理交換：242)	(全国)134 (東京)44	(全国)477 (東京)326
全国銀行データ通信システム (全銀システム)	・都銀、地銀、信託、第二地銀協加盟銀行 128 ・信金中金・信用金庫 291 ・全信組連・信用組合 166 ・農中、信連、信漁連、農協 921 ・外銀、労金連、労働金庫、商中等 27 合計 1,533(34,422店舗)	1,321	2,472
外国為替円決済制度 (日銀ネットを利用)	・都市銀行 6 ・地方銀行 64 ・信託銀行 9 ・第二地銀協加盟銀行 42 ・信金中金・信用金庫 24 ・外国銀行等(含むCLS銀行) 74 合計 219	6	4,421
磁気テープ交換システム	・都銀、地銀、信託、第二地銀協加盟銀行 89	34	7

(注) 参加金融機関数は平成 18 年 12 月末現在、件数・金額は平成 18 年中のものである。

用語の説明

1. 手形交換

(1) 手形交換高

「貸方」は、金融機関が受入れた他行を支払場所とする手形・小切手等を、取立のために手形交換に持出したものの枚数・金額であり、債権額(請求額)に相当する。「借方」は、金融機関が自行を支払場所とする手形・小切手等を手形交換により持帰ったものの枚数・金額であり、債務額(支払額)に相当する。

1 交換日の手形交換高(枚数・金額)において、「貸方」の合計と「借方」の合計は一致する。

なお、この統計年報に掲載した交換高には、行内交換分(本支店間、代理交換委託金融機関と同受託銀行間および委託金融機関相互間における交換)は含まれていない。

(2) 交換差額

個別参加金融機関の手形交換高(金額)の貸方と借方の差引額のこと、交換尻ともいわれる。貸方(通称、「勝ち」という。)と借方(同「負け」。)とがあり、前者は持出額が持帰額より多い場合であり、また後者はその逆の場合をいう。交換高に対する割合は 2~3 割程度である。

(3) 代理交換委託金融機関

手形交換には直接参加しないで、直接参加金融機関に手形交換を委託している金融機関をいう。これら金融機関の交換高は受託銀行の交換計数に含めて決済される。

(4) 東京手形交換所参加地域

- ① 東京都 …………… 全域(除く離島)

- ② 千葉県 …………… 全域
- ③ 埼玉県 …………… 全域
- ④ 神奈川県 …………… 全域（除く横浜市、三浦市および横須賀市）
- ⑤ 茨城県 …………… 神栖市（銚子信用金庫土合支店・波崎支店のみ参加）、猿島郡五霞町

(5) 全国手形交換所

この統計年報に掲載した全国の手形交換所はすべて法務大臣指定の手形交換所である。なお、法務大臣指定の手形交換所以外に私設手形交換所（同一地域の金融機関により構成され規模の小さいもので、「未指定手形交換所」ともいう。）もある。平成 18 年 12 月末現在、全銀協で把握している交換所の数は、法務大臣指定の手形交換所は 140 か所、また、私設手形交換所は 195 か所である。

2. 不渡手形実数・取引停止処分数等

(1) 不渡手形実数

手形交換で不渡返還された手形のうち、「形式不備」、「案内未着」等再度交換持出が予想されるものを除いたすべての不渡手形計数をいう。取引停止処分中の者に係る不渡も含まれているので、交換所へ提出される不渡届出総数よりも多くなる。

(2) 取引停止処分

6 か月以内に手形交換日ベースで 2 回の不渡届が提出されたとき（異議申立が行われたものを除く。）には当該不渡手形の振出人等を取引停止処分に付す。手形交換参加金融機関（以下、「参加銀行」という。）が、取引停止処分者との取引（当座勘定取引および貸出）を禁止される期間は、処分日から 2 年間である。

(3) 不渡届の対象手形

① 強制提出

- a. 交換所における交換手形
- b. 委託金融機関と受託銀行との間における交換手形
- c. 受託銀行を同じくする委託金融機関間における交換手形
- d. 同一銀行の交換参加店間における行内交換手形
- e. 前記 a～d または後記②の手形のいずれでもない手形で参加銀行を支払銀行とする手形

② 任意提出

所持人が参加銀行の店頭で支払呈示した手形のうち、特定のもの

(4) 不渡届の種類

不渡事由により次の 2 種類があり、支払銀行と持出銀行の双方から交換所に提出する。

第 1 号不渡届……………資金不足、取引なし

第 2 号不渡届……………契約不履行、詐取、紛失、盗難等

（なお、取引停止処分中のものにかかる不渡および適法な呈示でないことなどを事由とする不渡は不渡届の提出対象外となっている。）

(5) 不渡報告

1 回目の不渡届が提出されたとき（異議申立が行われたものを除く。）には不渡報告に掲載して参加銀行に通知する。

(6) 取引停止報告

6 か月以内に手形交換日ベースで 2 回の不渡届が提出されたとき（異議申立が行われたものを除く。）には取引停止報告に掲載して参加銀行に通知する。

(7) 異議申立

第 2 号不渡届について、支払銀行は交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに、交換所に不渡手形金額相当額を提供して異議申立をすることができる。異議申立が行われたときは処分は猶予される。

- (8) 不渡報告および取引停止処分の取消
- ① 参加銀行の取扱い錯誤があった場合
 - ② 偽造、変造、盗難等の理由が交換所において認められた場合
- (9) 取引停止処分等の解除
- 著しい信用の回復その他相当と認められる理由があるときは、処分等は解除される。

3. 全国法人取引停止処分者の負債状況

- (1) 全国法人取引停止処分者の負債状況
- 昭和40年5月から、企業経営の状況やその景気動向等を観測する資料として、法人の取引停止処分状況を調査している。
- 平成11年12月に「中小企業基本法」が改正されたことに伴い、平成12年版から従前の標題「取引停止処分者（資本金100万円以上の法人）の状況」を「全国法人取引停止処分者の負債状況」に変更した。
- (2) 処分件数
- 各地手形交換所において取引停止処分となった法人の件数であり、原因別、業種別に集計している。
- (3) 負債金額
- 買掛金、支払手形等の支払債務と借入金との合計額、または、総資産から自己資本（準備金を含む。）を控除した額である。なお、負債金額が不明確な場合には、総資産、自己資本、年商、買掛金などから推定している。

4. 内国為替制度

- (1) 他行為替取扱高
- 加盟銀行相互間における内国為替取引のうち、為替通知の授受に全銀システムを利用した為替取引および資金決済のみ全銀システムを利用して行う取引に係る計数である。
- 昭和63年10月の第3次全銀システムからMTデータ伝送業務を開始したことに伴い、これに係る計数を振込および給与振込に計上した。
- なお、①電文の取消、訂正等為替取引に付随して生ずる資金決済取引に係る計数、②文書為替のうち手形交換所を通じて行う「交換振込」に係る計数、③バンキング九州共同オンラインシステム、全国信用金庫データ通信システム、全国信用組合データ通信システム、全国労働金庫データ通信システムおよび系統為替オンラインシステムの共同システム内で処理される為替取引に係る計数は含まない。
- 振込のうち「メール振込」は、資金決済のみ全銀システムを利用する為替取引である。
- 給与振込は、給与の振込通知を全銀システムを利用して送達する給与振込の計数である。
- この統計計数は、取扱日基準（先日付振込、給与振込、MTデータ伝送による貸付信託収益配当金振込については振込指定日、MTデータ伝送による年金給付金振込、株式配当金振込については支払開始日、MTデータ伝送による文書為替については取組日、その他の通信種目については電文発信日を基準として計上。）である。
- (2) 業態別為替取扱高
- (1)の他行為替取扱高を業態別に分類したものである。
- (3) 他行為替決済高
- 加盟銀行相互間における内国為替取引（為替取引および資金決済取引（雑為替を含む））のうち、全銀システムを利用した取引の日本銀行当座預金勘定における決済高の計数である。
- この統計計数は、決済日基準である。したがって、上記の「他行為替取扱高」および「業態別取扱高」の計数とは一致しない。

(4) 共同システムにおける他行為替取扱高

加盟銀行相互間の内国為替取引のうち、全銀システムを経由しない取引（バンキング九州共同オンラインシステム参加の第二地方銀行協会加盟の地方銀行相互間、信用金庫相互間、信用組合相互間、労働金庫相互間および農中・信連・信漁連・農協相互間）に係る計数である。

この統計計数は、発信日基準である。ただし、全国信用金庫データ通信システム、全国信用組合データ通信システムおよび全国労働金庫データ通信システムの先日付振込、給与振込については、振込指定日基準である。

(5) その他

① 送金

資金の受取人が銀行口座をもっていない場合に利用され、送金小切手を使用される普通送金と電報が使用される電信送金とがあったが、電信送金は平成7年11月に廃止された。

② 振込

資金の受取人が銀行口座をもっている場合に利用され、依頼人の依頼により受取人の指定口座に資金が入金される。

③ 代金取立

銀行が取引先から受入れた手形・小切手等を他行に取立を依頼し、手形交換等による取立後、取立代り金が顧客の預金口座に入金される。

5. 磁気テープ交換処理状況

(1) 参加銀行

全国銀行のうち、各磁気テープ交換の種目ごとに参加銀行が構成される。

(2) 取扱対象データの種目

① 株式配当金振込

6月期・12月期を支払開始日とする都市銀行仕向分（自社扱い）および信託銀行の証券代行分の株式配当金振込である。

② 給与振込

25日を振込指定日とする給与振込である。

③ 年金・給付金振込

公立学校共済組合、国家公務員共済組合連合会、警察共済組合、都職員共済組合、地方職員共済組合および年金信託契約の受託者である信託銀行を振込依頼人とする年金・給付金振込である。

④ 国税還付金振込

日本銀行からの国税還付金振込および銀行からの国税還付金振込返却明細（振込不能等）である。
なお、平成18年9月から全銀システムに移管された。

6. 外国為替円決済制度

(1) 参加銀行

平成10年12月の制度改正において、日銀ネットを利用して直接支払指図を交換し、交換した支払指図に係る資金決済事務を行う「加盟銀行」のほか、支払指図の交換および交換した支払指図に係る資金決済事務を加盟銀行に委託する「決済制度事務委託銀行」という新しい参加形態を導入した。なお、平成18年12月末現在の参加銀行数は219行（CLS銀行を含む）である。

(2) 対象となる取引

① コルレス先円勘定の振替

② 円建送金代金（仕向・被仕向）

③ 輸出入取引代金（円借款輸出代金を含む。）

④ 外国為替市場売買に伴う円代金

⑤ 証券外為

- ⑥ 送金カバー
- ⑦ その他

7. CDオンライン提携取引状況

(1) MICS

MICSは、「都市銀行」、「地方銀行」、「信託銀行」、「長信銀・商中」、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」、「信用金庫」、「信用組合」、「労働金庫」、「系統農協・信漁連」の9業態に属する金融機関が参加し、CDオンライン提携を実施している。

なお、業態間の提携は、現在、「長信銀・商中」業態が「都市銀行」、「信託銀行」業態との提携となっているが、他の8業態はそれぞれ相互に提携している。

(2) 取扱業務

MICSの取扱業務は現金支払業務、残高照会業務および口座確認業務である。現金支払業務に関する資金決済は、取引日の翌営業日に各業態の資金決済幹事行間で全銀システムにより行われている。なお、業態内の資金決済は、全銀システムまたは各業態の為替システムにより行われている。

(3) 取引状況（年月別・業態別）

業態間・業態内の取引件数および支払金額であり、自行本・支店、郵貯接続等における取引件数、金額は含まれない。

8. 全国銀行個人信用情報センター運用状況

(1) 会員

会員は、全国銀行、その他の金融機関、クレジットカード会社、保証会社などである。なお、平成19年2月末現在の会員数は1,464行（社）である。

(2) 照会件数

会員が個人に対する与信判断の参考資料とするため、個人信用情報センターに対して照会した件数（他の情報機関あて照会を含む。）である。

(3) 登録処理件数

会員から提出された情報を個人信用情報センターが登録処理した件数である。

(4) ヒット率

$$\text{ヒット率} = \frac{\text{情報該当件数}}{\text{総照会件数}} \times 100$$

(5) 登録内容

- ① 消費者ローンの取引内容と返済状況（借入日、借入（極度）額、資金使途、担保の有無、借入残高、最終返済日、毎月の返済の有無など）
- ② クレジットカードの取引内容と支払状況（利用日、借入（極度）額、利用残高、最終返済日、毎月の請求・支払いの有無など）
- ③ 返済が延滞した場合、第1回目不渡・取引停止処分を受けた場合などの事故情報
- ④ 官報情報
- ⑤ 保証の内容（保証設定日、保証金額、保証期限など）
- ⑥ 会員からの照会記録
- ⑦ 本人申告等（例：運転免許証などの紛失・盗難により自分の名義が勝手に使われるおそれがある旨の申告など）

(6) 登録期間

- ① 返済（利用）期間中および借入（利用）金額の完済日から5年間（ただし、毎月の返済・請求・支払いの有無などは2年間）
- ② 不渡情報：第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月、取引停止処分は取引停止日から5年間
- ③ 官報情報：破産手続開始決定等を受けた日から10年間
- ④ 会員からの照会記録は、照会した日から1年間
- ⑤ 本人申告は、申告日から5年間

9. SWIFTシステムの利用状況

（平成30年10月をもって、過去計数も含めて公表終了）